

次の規定は、お客さまと株式会社三井住友銀行・三井住友カード株式会社・東日本旅客鉄道株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

## 【ビューType II提携カードに関する特約】

### 第1条（目的・定義）

1. 本特約は、利用者が、SMBC CARD Suicaのクレジットカード機能をビューType II提携カードとして利用するための条件を定めることを目的とします。
2. ビューType II提携カードとは、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」といいます。）およびJR東日本と提携した会社または組織が発行するカードのうち、JR東日本が特に定めるものをいいます。

### 第2条（本特約の効力）

本特約は、「SMBC CARD Suica（三井住友VISA）規定」および「三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約」（以下まとめて「会員規約等」といいます。）に対する特約であり、会員規約等と異なる条項については本特約を優先することとします。なお、本特約の用語の定義について特に定めのないものは、会員規約等によるものとします。

### 第3条（利用）

1. 利用者は、会員規約等によるもののほか、JR東日本の指定するJR東日本の窓口、乗車券類発売機、JR東日本またはJR東日本が提携している会社もしくは組織の運営するSuica対応現金自動貸付機等（以下「JR東日本窓口等」といいます。）で、SMBC CARD Suicaを利用することができます。
2. 前項のJR東日本窓口等での利用時に利用者は、売上票への署名に代えて、JR東日本窓口等に設置されている端末機で、所定の手続きによりSMBC CARD Suicaの利用ができる場合があります。なお、JR東日本、株式会社三井住友銀行および三井住友カード株式会社（以下総称して「各社」といいます。）が特に認めた場合には、利用者は、各社が指定する方法に従い、SMBC CARD Suicaの提示、売上票への署名等を省略することができます。

以 上

三井住友銀行 三井住友カード JR東日本